

～令和6年度 町県民税・国民健康保険税の申告について～

前年に町申告書にて申告をされた方、昨年18歳になられた方（国民健康保険加入者）に、郵送にて申告書をお送りしています。下記手引き等をお読みいただき、申告が必要な方は期日までにご提出お願いいたします。

申告相談会場と日程は下記のとおりです。

期 間	令和6年2月16日（金）～3月15日（金）の平日	
会 場	浜坂多目的集会施設・新温泉町民センター	
受付時間	午前の部	午後の部
	8：00 ～ 11：00	11：00 ～ 15：00
相談時間	8：30 ～	13：00 ～
※土曜・日曜・祝日の申告相談はございません。 ※新温泉町に住居登録のない方につきましては相談をお受けできません。		

令和6年度 町民税・県民税申告書の手引き

令和6年度の町民税・県民税は、前年（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の所得に基づき課税されます。

令和5年分の所得について、この「申告書の手引き」をお読みの上、令和6年3月15日までに申告をお済ませください。

1 町民税・県民税の申告が必要な方

- 営業、農業、不動産、雑、配当、一時などの所得がある人
- 給与所得者で、勤務先から新温泉町に給与支払報告書が提出されていない人
（提出の有無については勤務先に確認してください。）
- 年の途中で就職または退職した人で、年末調整をしていない人
- 年末調整済みの給与以外の所得が20万円以下の人
（確定申告は不要ですが、町県民税申告は必要です。）
- 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の人
（確定申告は不要ですが、町県民税申告は必要です。）
- 前年中に収入はないが、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人
（軽減判定等の算定に影響しますのでご注意ください。）
- 前年中に収入はないが、所得の証明書の発行が必要な人

2 町民税・県民税の申告をしなくてよい方

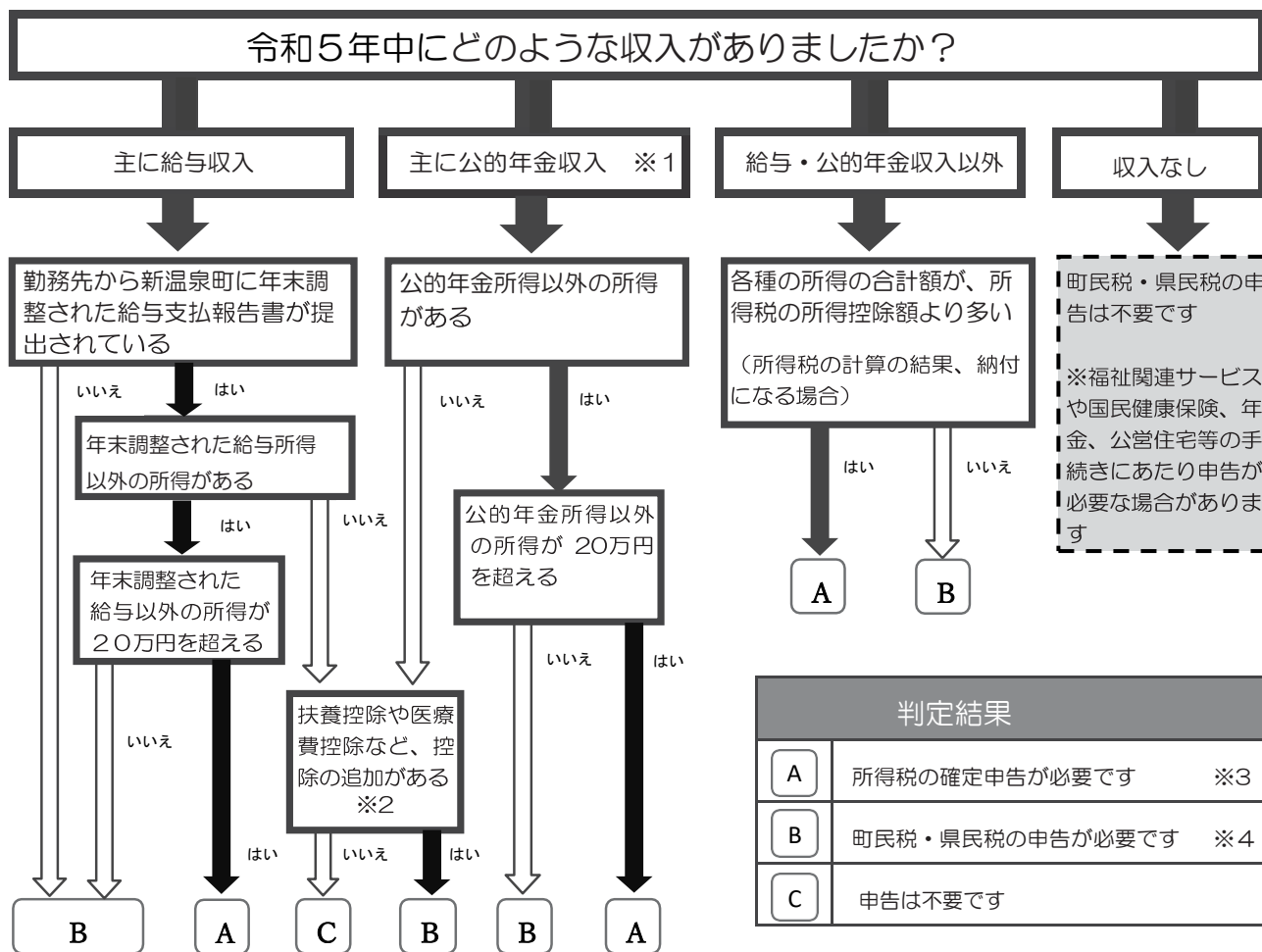
- 税務署へ所得税の確定申告をする人
- 勤務先で年末調整をした人で、その勤務先のほかに所得がない人
- 公的年金収入のみで、医療費控除や生命保険料控除等の控除を受けない人
- 前年の所得が障害年金・遺族年金・失業給付金・扶助料等の非課税所得のみの人
- 前年中に収入がない人（下記をお読みください）

<前年中に収入がない人>

前年中に収入がなかった場合、原則申告は不要ですが、国民健康保険や後期高齢者医療保険の算定、所得の証明書を発行する際には申告が必要となりますのでご注意ください。

3 申告要否フローチャート

このフローチャートは町民税・県民税の申告が必要かどうかの目安です。
収入や控除等の状況により異なる場合がありますので、参考としてご利用ください



- ※1 公的年金等の収入が400万円を超える方や国外で支払われた年金を受給されている方は、原則確定申告が必要です
- ※2 控除を追加しても、税額が変わらない場合があります (例) 非課税の方、均等割のみの方
- ※3 所得税の確定申告をする方は、原則町民税・県民税の申告は不要です
- ※4 所得税の還付を受けるには、確定申告が必要です

4 申告に必要なもの

(申告内容により必要とするものは異なります)

- マイナンバーカード (お持ちでない人は通知カード + 運転免許証、保険証等)
- 給与・年金の源泉徴収票 (源泉徴収票の発行が行われない場合は給与明細書)、報酬の支払調書
- 事業・農業・不動産所得のある人は、収支内訳書 (記入済みのもの)、その内訳がわかる帳簿等
- 医療費控除の明細書、医療費通知
- 社会保険料 (国民健康保険税・介護保険料等) の領収書や支払った金額が確認できる書類
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障害者手帳等
- その他控除に必要な書類

申告書の書き方

申告書の番号にそって説明しておりますので該当するところに記入してください。
住所、氏名、生年月日、電話番号などを正しく楷書で記入してください。

● 申告書の表面の左側【3 所得から差し引かれる金額に関する事項】及び【4 所得から差し引かれる金額】の記入のしかた

⑬社会保険料控除・・・前年中に申告者が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族の国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料などを支払った場合に控除されます（国民年金保険料については、支払証明書が必要）なお、申告者と生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている社会保険料については、申告者の控除対象になりません。
 〈記入欄〉「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑬の合計金額を、「4所得から差し引かれる金額」の⑬に転記してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除・・・前年中に申告者が支払った小規模企業共済等掛金や個人型確定拠出年金の掛金などがある場合に控除されます（控除証明書が必要）。
 〈記入欄〉「4所得から差し引かれる金額」の⑭に金額を記入してください。

⑮生命保険料控除・・・前年中に申告者が支払った、申告者や配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等・介護医療保険契約等、または個人年金保険契約等に基づいた保険料がある場合に控除されます（控除証明書が必要。給与等の年末調整済みの場合、生命保険料についてのみ支払った金額が9,000円以下の場合には不要）
 〈記入欄〉支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を契約締結日に応じて新契約（平成24年1月1日以後締結）、旧契約（平成23年12月31日以前締結）の区分を行い「3所得から差し引かれる金額」の⑮に金額を記入し、それぞれ下記の区分により算出した合計金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑮に記入してください。合計70,000円まで

区 分	契約区分	支払金額	控除額
生命保険料 「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮欄のそれぞれの金額が	新契約	12,000円以下	全額
		12,000円を超え32,000円以下	支払金額×0.5+6,000円
		32,000円を超え56,000円以下	支払金額×0.25+14,000円
		56,000円を超える	28,000円
	旧契約	15,000円以下	全額
		15,000円を超え40,000円以下	支払金額×0.5+7,500円
		40,000円を超え70,000円以下	支払金額×0.25+17,500円
		70,000円を超える	35,000円

⑯地震保険料控除・・・前年中に申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族が常時居住している家屋や家財を保険の目的とし、かつ、地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害額を補てんする損害保険契約等に基づいた保険料等を、申告者が支払った場合に控除されます（控除証明書が必要）。
 ◇長期損害保険契約等に基づく損害保険料…経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（10年以上の契約で、満期返戻金がある長期損害保険契約。平成19年1月1日以降に一定の契約変更をしたものや、地震保険料控除の対象になるものは除く）に基づく保険料等については、従前の損害保険料控除を適用します（控除証明書が必要）。

区 分	支払った保険料の区分	損害保険料控除額
地震保険料 「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯欄の金額が	50,000円以下	当該「地震保険料の計」の金額×0.5
	50,000円を超える	25,000円
旧長期損害保険契約の保険料等（満期返戻金のある保険期間等が10年以上のもの） 「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯欄の金額が	5,000円以下	全額
	5,000円を超え15,000円以下	当該「長期保険料の計」の金額×0.5+2,500円
	15,000円を超える	10,000円

⑰寡婦控除^{*1}・・・下記のひとり親控除に該当せず、夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族を有する方、または夫と死別した後婚姻していない方・夫の生死が明らかでない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合に該当します。（住民票の続柄に「夫（未届）」と記載がある方は対象外）

◆控除金額 寡婦 26万円

⑱ひとり親控除^{*1}・・・婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（前年中の合計所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者^{*2}または扶養親族となっていない方）を有する単身者で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合に該当します。（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある方は対象外）

◆控除金額 ひとり親 30万円

⑲勤労学生控除^{*1}・・・申告者が学生・生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下（そのうち自分の勤労によらない所得が10万円以下）の場合に該当します。

◆控除金額 勤労学生 26万円

〈記入欄〉「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑲□勤労学生控除」に✓を記入し、学校名を記入の上、「4所得から差し引かれる金額」の⑲に控除金額を記入してください（学生である証明書が必要）

⑳障害者控除^{※1}・・・申告者や同一生計配偶者^{※2}、扶養親族が障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を所持、または、これらと同程度の障害のある方など）である場合に該当します。

◆控除金額 障害者 26万円

◇障害者のうち身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている方など、特に重度の障害のある場合は特別障害者に該当します。

◆控除金額 特別障害者 30万円

◇特別障害者と、申告者、配偶者、生計を一にする親族のいずれかが同居している場合には、23万円が控除金額に加算されます。

〈記入欄〉「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔に障害の程度等を記入し、「4所得から差し引かれる金額」の㉔に控除金額を記入してください。

㉑配偶者控除^{※1}・・・生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。ただし、申告者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者である場合、他の人の扶養親族である場合は該当しません。

申告者の前年中の合計所得金額	配偶者控除	老人配偶者控除
～ 9,000,000円	330,000円	380,000円
9,000,001円 ～ 9,500,000円	220,000円	260,000円
9,500,001円 ～ 10,000,000円	110,000円	130,000円

●老人配偶者とは生年月日が昭和30年1月1日以前の「年齢70歳以上の配偶者」のことをいいます

〈記入欄〉「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉑～㉒に配偶者の氏名、配偶者の合計所得金額、個人番号、生年月日を記入し、該当する控除金額を「4所得から差し引かれる金額」の㉑～㉒に記入してください。

㉒配偶者特別控除^{※1}・・・申告者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に該当します。ただし、配偶者が事業専従者である場合は該当しません。

配偶者の前年中の合計所得金額	申告者の前年中の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
480,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円

㉓扶養控除^{※1}・・・申告者と生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち、生年月日が平成21年1月1日以前で前年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合（前年中に死亡した方を含む）に控除されます。ただし、その方が事業専従者となっている場合や、他の人の同一生計配偶者^{※2}または扶養親族とされている場合は該当しません。

◇特定扶養親族（生年月日が平成14年1月2日～平成18年1月1日までの間の「年齢19歳以上23歳未満の方」）

◆控除金額 45万円

◇老人扶養親族（生年月日が昭和30年1月1日以前の「年齢70歳以上の方」）

◆控除金額 38万円

◇同居老親等（老人扶養親族のうち、申告者またはその配偶者の父母・祖父母などで、申告者またはその配偶者と同居している場合）

◆控除金額 45万円

◇その他扶養親族

◆控除金額 33万円

〈記入欄〉「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓の「□同居」・「□別居」に✓をつけ、扶養親族の氏名、生年月日、続柄、個人番号、控除額を記入し、控除金額の合計を「4所得から差し引かれる金額」の㉓に記入してください（別居の場合は申告書裏面「12別居の扶養親族等に関する事項」も記入）

年少扶養親族（生年月日が平成21年1月2日以降の「16歳未満の方」）がいる場合も申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓の下段の「16歳未満の扶養親族」に氏名等を記入してください。なお、扶養控除は受けられません。

※1 各控除に該当するか否かは、前年の12月31日の現況によって判定します

※2 生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者

②④基礎控除	◇合計所得金額が2,400万円以下	◆控除金額 43万円
	◇合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	◆控除金額 29万円
	◇合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	◆控除金額 15万円
	◇合計所得金額が2,500万円超	◆控除金額 0円

②⑥雑損控除・・・前年中に申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族が、災害などにより住宅、家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）があった場合に、次のいずれか多い金額が控除されます。（罹災証明書や損害金額・保険金などで補てんされる金額等を証明する書類が必要）
◇損害金額－保険金などで補てんされる金額－（①②所得金額の合計×0.1）
◇差引損失額のうち災害関連支出の金額－50,000円
（記入欄）「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の②⑥の各欄に記入し、「4所得から差し引かれる金額」の上記のいずれか多い金額を記入してください。

②⑦医療費控除・・・前年中に申告者が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族のために支払った医療費等の合計額が一定の金額以上にある場合に控除されます。

※医療費控除の明細書を添付。健康診断、予防接種、美容整形など治療のためでないものは基本対象外です。

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	差引金額（A－B）	円
D	申告書の②（所得金額合計）	円
E	D×0.05（1円未満端数切り捨て）	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	医療費控除額（C－F）	（最高200万円）円

◇セルフメディケーション税制の特例・・・前年中に申告者（健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方）が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族のために、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除されます。

※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることは出来ません。また、一度選択した控除を変更することも出来ません。

A	支払った金額	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	差引金額（A－B）	円
D	医療費控除額（C－12,000円）	（最高88,000円）円

（記入欄）「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の②⑦にA・Bを転記し、「4所得から差し引かれる金額」の②⑦に金額を転記してください。また、セルフメディケーション税制を選択する場合は②⑦医療費控除の欄の区分□に「1」と記入してください。

● 申告書の表面の右側【1 収入金額等】及び【2 所得金額】の記入のしかた

ア 事業の営業等（1 収入金額等）、① 事業の営業等（2 所得金額）

卸売業、小売業、製造業、修理業、建設業、金融業、運輸業、不動産業、サービス業（旅館業、理髪業、美容業、写真業、飲食業、娯楽業等）及びその他の営業や、医師、司法書士、公認会計士、茶道・生花・舞踊の師匠、私塾の経営者、大工、左官、石工、生命保険外交員、集金人等の自由職業、漁師など営業及び農業以外の事業から生ずる収入、所得のことです。

営業等の合計収入金額を （「1収入金額等」の「ア営業等」欄）	－（必要経費）＝	営業等の所得金額を （「2所得金額」の「①営業等」欄）	となります。
-----------------------------------	----------	--------------------------------	--------

イ 事業の農業（1 収入金額等）、② 事業の農業（2 所得金額）

米、野菜、花、果樹などの農産物の栽培、生産、農家が兼営する家畜、家きんなどの育成、肥育、採卵、酪農品の生産などの事業から生ずる収入、所得のことです。

農業の合計収入金額を （「1収入金額等」の「イ農業」欄）	－（必要経費）＝	農業の所得金額を （「2所得金額」の「②農業」欄）	となります。
---------------------------------	----------	------------------------------	--------

※農業所得（R5）における家事用の消費・保有に係る米単価は玄米@6,700円/30kg紙袋（223円/kg）で計算下さい。

※事業所得において、帳簿の作成・保存がない場合、雑所得に区分されます。

ウ 不動産（1 収入金額等）、③ 不動産（2 所得金額）

土地や建物などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利、船舶等の貸付（地上権や永小作権の設定その他他人に不動産を使用させることを含）から生ずる家賃、地代、権利金、更新料、貸付料などの収入、所得のことで

$$\begin{array}{l} \text{不動産の合計収入金額を} \\ \text{（「1収入金額等」の「ウ 不動産」欄）} \end{array} - \text{（必要経費）} = \begin{array}{l} \text{不動産の所得金額を} \\ \text{（「2所得金額」の「③不動産」欄）} \end{array} \text{となります。}$$

エ 利子（1 収入金額等）、④ 利子（2 所得金額）

預貯金の利子、合同運用信託等の収益の分配金などの収入、所得で源泉分離課税を適用されないもののことで（日本国外の銀行等の預金の利子、東京市場で発行される国際機関の債権の利子など）

$$\begin{array}{l} \text{利子の合計収入金額を} \\ \text{（「1収入金額等」の「エ利子」欄）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{利子の所得金額を} \\ \text{（「2所得金額」の「④利子」欄）} \end{array} \text{となります。（同額）}$$

オ 配当（1 収入金額等）、⑤ 配当（2 所得金額）

法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く）から受ける株式等の利益の配当、出資の配当、剰余金の分配（出資に対するものに限る）、基金利息、投資信託（公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定目的信託の収益の分配などによる収入、所得のことで

$$\begin{array}{l} \text{配当の合計収入金額を} \\ \text{（「1収入金額等」の「オ 配当」欄）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{その元本を取得するた} \\ \text{めに要した負債の利子} \end{array} = \begin{array}{l} \text{配当の所得金額（赤字は0円）} \\ \text{（「2所得金額」の「⑤配当」欄）} \end{array} \text{となります。}$$

カ 給与（1 収入金額等）、⑥ 給与（2 所得金額）

給料、賃金、賞与、歳費などの収入、所得のことで

$$\begin{array}{l} \text{給与の合計収入金額を} \\ \text{（「1収入金額等」の「カ 給与」欄）} \end{array} - \text{（給与所得控除額）} = \begin{array}{l} \text{給与の所得金額を} \\ \text{（「2所得金額」の「⑥給与」欄）} \end{array} \text{となります。}$$

※給与と所得の金額は、給与等の合計収入金額から次の区分により算出できます。

給与等の収入金額の合計額	給与の所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入 ÷ 4 を千円未満切捨て × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	収入 ÷ 4 を千円未満切捨て × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	収入 ÷ 4 を千円未満切捨て × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	収入 - 1,950,000円

キ 雑の公的年金等（1 収入金額等）、⑦ 雑の公的年金等（2 所得金額）

国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給等、法令の規定に基づく公的な年金などの収入、所得のことで

$$\begin{array}{l} \text{公的年金等の合計収入金額を} \\ \text{（「1収入金額等」の「キ 公的年金等」欄）} \end{array} - \text{（公的年金等控除額）} = \begin{array}{l} \text{公的年金等の所得金額を} \\ \text{（「2所得金額」の「⑦公年金等」欄）} \end{array}$$

となります。

※公的年金等所得金額は、公的年金等の合計収入金額から次の区分により算出できます。（1円未満切捨て）

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の所得金額	
	65歳未満 （昭和34年1月2日以降生まれ）	65歳以上 （昭和34年1月1日以前生まれ）
～ 1,299,999円	収入 - 600,000円	収入 - 1,100,000円
1,300,000円 ～ 3,299,999円	収入 × 0.75 - 275,000円	
3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入 × 0.75 - 275,000円	
4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入 × 0.85 - 685,000円	
7,700,000円 ～ 9,999,999円	収入 × 0.95 - 1,455,000円	
10,000,000円 ～	収入 - 1,955,000円	

ク 雑の業務（1 収入金額等）、⑧ 雑の業務（2 所得金額）

その人の事業でない場合の原稿料、印税、講演料、分配金、動産の貸付などの収入、所得のことで。

業務の合計収入金額を （「1収入金額等」の「ク 業務」欄）	－（必要経費）＝	業務の所得金額を （「2所得金額」の「⑧業務」欄）	となります。
----------------------------------	----------	------------------------------	--------

ケ 雑のその他（1 収入金額等）、⑨ 雑のその他（2 所得金額）

生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金など他の収入、所得に当てはまらない収入、所得のことで。

その他の合計収入金額を （「1収入金額等」の「ケ その他」欄）	－（必要経費）＝	その他の所得金額を （「2所得金額」の「⑨その他」欄）	となります。
------------------------------------	----------	--------------------------------	--------

コ 総合譲渡の短期（1 収入金額等）、サ 総合譲渡の長期（1 収入金額等） ⑩ 総合譲渡・一時（2 所得金額）

土地や建物等（土地や土地の上に存する権利、建物、建物の付属設備、構築物など）以外の生活用動産のうち1個または1組の価格が30万円を超える貴石・貴金属・書画・骨董及び美術工芸品等、車両（生活用以外のもの）、機械、船舶、航空機、漁業権、著作権、特許権、営業権、ゴルフ会員権、土石など、動産資産の譲渡から生ずる収入、所得のことで。（事業所得、雑所得とされないもの）

短期譲渡とは、資産の取得日以後譲渡日までの保有期間が5年以内のものの譲渡のことで。

長期譲渡とは、資産の取得日以後譲渡日までの保有期間が5年を超えるものの譲渡のことで。（ほか、特許権や実用新案権などの工業所有権、著作権、採掘権を含む）

まず、申告書の裏面の【10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】を記入してください。

（特別控除額は50万円ですが、差引金額の、まず短期の分から差し引き、引ききれない分を長期の分から差し引いて、それぞれの所得金額欄に記入してください。

「必要経費」は、その資産の取得費及び譲渡経費です。（最低、収入金額の5%の金額）

申告書の裏面の短期・長期の収入金額をそれぞれ、表面の「1 収入金額等」の「コ短期」欄、「1 収入金額等」の「サ長期」欄に、裏面の所得金額「ニ 合計」を表面の「2 所得金額」の「⑩総合譲渡・一時」欄に記入してください。 ※これ以外の譲渡の場合は、これとは別の分離課税の譲渡収入、譲渡所得となります。

シ 一時所得（1 収入金額等）、⑪ 総合譲渡・一時（2 所得金額）

生命保険契約等の一時金、損害保険契約等の満期返戻金、懸賞の賞金や当選金品、遺失物の拾得による報労金、競馬等の払戻金、借家人の受ける立ち退き料など、営利を目的とする継続的な行為から生じた所得でなく、労務や役務の対価でもなく、資産の譲渡による所得でもない、一時的な収入、所得のことで。

まず、申告書裏面の【10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】を記入してください。（特別控除額は50万円、その差し引きが赤字となった場合の所得金額は0円）「必要経費」は、その収入を得るために支出した金額です。

申告書の裏面の一時の収入金額を表面の「1 収入金額等」の「シ 一時」欄に、「ニ 合計」を表面の「2 所得金額」の「⑪総合譲渡・一時」欄に記入してください。

● 不動産所得の金額、事業所得の金額、雑所得の金額、山林所得の金額の計算上差し引く必要経費について

別段の定めがある場合を除き、これらの所得に対応する総収入金額を得るために直接に要した売上原価その他費用の額及び、その年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額をいいます。

【必要経費にならないもの】

(1) 生活費などの家事上の経費及びそれに関連する経費

※事業用兼住宅の光熱水費、損害保険料、賃借料、償却資産、固定資産税などや事業用兼自家用車の燃料費、維持費、損害保険料、自動車諸税などで、事業用の経費負担と分かれていない場合は、その占有、使用量、自動車の走行距離、消費量等の割合などにより、事業用分と家事用分とを適切な根拠をもって按分して算出し、経費、収入に計上してください。なお、家事消費した販売商品、製造商品などの金額は、総収入金額に計上してください。

(2) 罰金、科料等（業務の遂行上のものであっても、必要経費になりません。）

(3) 事業者の故意または重大な過失がある場合の損害賠償金、慰謝料等

(4) 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給料、賃借料、借入金の利子等

※青色申告者の青色事業専従者給与の特例、白色申告者の事業専従者控除はあります

(5) 所得税、延滞税、利子税（不動産所得、事業所得、山林所得についての延納により納付するものを除く）、加算税、印紙税の過怠税、都道府県民税、市町村民税、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金等

【必要経費になるもの】(主なものとして次のようなものがあります)

<p>売上原価</p>	<p>(年初の棚卸資産の在り高) + (その年中の仕入高) - (年末の棚卸資産の在り高) = (売上原価)</p> <p>棚卸資産とは、物品販売業では、販売商品や貯蔵中の包装材料など、製造業、建設業では原材料、製品半製品、仕掛品、仕損品、作業くず、貯蔵中の消耗品などをいいます。(仕損品や作業くずなどで少額なもの、消耗品などで特に多額でないものについては、棚卸を省略できる場合もあります)</p>
<p>減価償却資産の償却費</p>	<p>建物、機械、装置、器具、備品などの減価償却資産を取得するために支出した金額は、その支出をした年だけの経費としなくて、その減価償却資産が有効に業務の用に供される期間の費用として配分しなければなりません。この費用配分の方法を減価償却といい、配分した金額を償却費としてその年分の必要経費に算入します。</p> <p>○減価償却資産(減価償却の対象となる資産)</p> <p>建物およびその付属設備、構築物(土地に定着する土木設備または工作物)、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬機、工具、器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む)、鉱業権、漁業権、ダム使用権、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウェア、育成者権、営業権、一定の施設利用権、家畜・果樹などの生物(観賞用、興行用その他のものを除く)</p> <p>※減価償却の対象とされない資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用可能期間が1年未満のもの、または取得価格が10万円未満のもの(所得価格全般をその年分の必要経費に算入) ●消耗しない土地、土地の上に存する権利、電話加入権(携帯・自動車電話の利用権を除く)、書画・骨とうなど(複製のようなもので単に装飾目的だけに使用されるものを除く) ●建物建売業者、機械の製造業者・販売業者、畜産業者、果樹などの仲買業者が、それぞれ販売する目的で保有または飼育する建物、機械、牛馬、果樹など(これらは棚卸資産になります) <p>○定額法【平成19年4月1日以後に取得】</p> $(\text{取得価格}) \times \left[\begin{array}{l} \text{その資産の耐用年数について定め} \\ \text{られている定額法による償却率} \end{array} \right] = \text{その年分の償却費の額}$ <p>○旧定額法【平成19年3月31日以前に取得】</p> $[(\text{取得価格}) - (\text{残存価格})] \times \left[\begin{array}{l} \text{その資産の耐用年数について定め} \\ \text{られている定額法による償却率} \end{array} \right] = \text{その年分の償却費の額}$ <p>平成19年までに償却期間が満了し、平成20年末日現在所有している5%の残存価値のある償却資産は、1円の残存価格を残し、5年間にわたり均等に減価償却費として計上することが出来ます。このほか、取得価格が20万円未満のものは、選択によりその減価償却資産を一括した取得価格の合計額の3分の1に相当する金額を3年間の各年にわたり、必要経費に算入できる特例があります。</p>
<p>繰延資産の償却費</p>	<p>開業準備、新製品の製造・新技術の発明などの試験研究、新技術や新たな経営組織の採用・資源の開発・市場の開拓・新事業の開始などのために特別に支出した費用、20万円以上の共同的施設(アーケード、すずらん灯等)負担金などの、その支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産として算出して配分した償却費がその年分の必要経費となります。</p>
<p>事業用固定資産等の損失</p>	<p>事業用の固定資産及び繰延資産(また必要経費に算入されていない部分に限る)の取壊し、除却、滅失などによる損失を生じたときの損失の金額(保険金、損害賠償金等によって補てんされる部分の金額、譲渡及びそれに関連して生じたもの、雑損控除の適用を受けるものを除く)</p>
<p>租税公課</p>	<p>業務用の土地、家屋その他の物件を課税対象とする固定資産税・不動産取得税・地価税・特別土地保有税・事業所税・自動車取得税・登録免許税(特許権、鉱業権等はその資産の取得価格に算入)、消費税以外の酒税・揮発油税などの間接税及び特別消費税等(総収入金額にも算入)など前術の「必要経費にならないもの(5)」を除く税(所得税を延納した場合の利子税のうち不動産所得、事業所得、山林所得に係る分は必要経費となります)</p> <p>農業協同組合、水産加工業協同組合、中小企業協同組合、商工会議所、医師会などの会費、組合費、賦課金など(アーケード、すずらん灯、会館などの共同的施設の負担金で繰延資産となるものは除く)</p>
<p>地代、家賃</p>	<p>業務用の土地・建物などの賃借料など</p>
<p>損害保険料等</p>	<p>業務用の固定資産・棚卸資産の火災保険料、自動車の損害保険料など</p>
<p>接待費、交際費</p>	<p>相手、理由などから業務の遂行上直接必要と認められるものに限り</p>

寄付金 (限定のもの)	相手、理由などから業務の遂行上直接必要と認められ、実際上拒絶できなかったと認められる部分の金額に限ります。(原則として必要経費になりません)
借入金利子、 割引料	商品の仕入、事業用固定資産の購入などの事業資金に充てるための借入金の利子、手形の割引料など、負債の利子
貸倒損失等	事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金などの債券の貸倒による損失の金額
福利厚生費	従業員の慰安、保険、療養などのために支払った費用及び事業主が負担することになっている健康保険、厚生年金保険、雇用保険などの保険料、従業員を被共済者とする退職金共済制度の掛金等
修繕費	業務用の建物、機械、器具、備品などの通常の管理、修理のための修繕に要した費用。(一つの修理、改良等が20万円未満のもの。それ以外は資本的支出として減価償却の対象とされる場合有)
給料・賃金等	従業員に支払う給料、賃金、退職手当、賄い費などの現物給与
消耗品費	包装紙、紙ひも、封印テープなどの包装材料、文房具などの事務用品、自動車のガソリンなどの購入費用(使用可能期間が1年未満のもの、または取得価格が10万円未満のものを含む)
水道料・光熱費	事業用として消費した水道料、電気料、ガス代、石油代、薪炭代など
荷造運賃	販売した商品の荷造に要した包装材料費や人夫賃、発送運賃など(仕入商品の引取りに要した運賃等は、その商品の取得価格になるので、荷造運賃には含まれません)
旅費・交通費	販売や集金などの商用のためにかかった電車賃、バス代、車代などの交通費や宿泊費など
通信費	事業用として使用した電話料、切手代など
広告宣伝費	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などの広告費用、名入りのマッチ・タオルなどの購入費用や福引券の費用など(繰延資産となるものを除く)
研修費用など	事業の遂行上直接必要な知識や技能を習得するための研修等に要した通常必要と認められる費用

● 申告書の裏面の記入のしかた

11 事業専従者に関する事項

不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業を営む申告者と生計を一にする、配偶者その他の15歳以上の親族で、その事業にその年を通じて6月を超える期間もっぱら従事している場合は、いずれか低い方の金額を事業専従者控除額として必要経費とみなされます。(青色申告者の場合はこれとは別です。事業専従者控除額は、その事業専従者の給与収入とみなされます。また、事業専従者控除を受けた場合は、配偶者控除、扶養控除は受けられません)

(1) 配偶者の事業専従者の場合(86万円)、配偶者以外の親族の事業専従者の場合(50万円)
(2) $\left[\begin{array}{l} \text{専従者控除をする前の損益の通算及び損失の繰越控除をしないで計算した} \\ \text{その事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額、または山林所得の金額} \end{array} \right] \div [(\text{事業専従者数}) + 1]$

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当所得等または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等がある方が、これらの所得を含めて申告し、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額の金額を記入してください。

15 寄付金に関する事項

都道府県、市町村、特別区、住所地の道府県共同募金会、日本赤十字社の支部に対する寄付金をした場合の控除のことです。(領収書・証明書を添付)

16 所得金額調整控除に関する事項

給与等の合計収入金額が850万円を超え、次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合は、該当者の必要事項を記入の上、下記の所得金額調整控除額を表面の⑥ 給与(2 所得金額)から差し引いてください。

- (1) 申告者が特別障害者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{◎所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額 (上限1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 0.1$$

事業所得と業務に係る雑所得の区分について

令和4年10月、所得税基本通達の一部が改正され、雑所得（業務に係る雑所得）の範囲が明確化されました。

取引を記録した帳簿書類等の保存がない場合には、事業所得ではなく雑所得として取り扱うことになります。

ただし、収入金額が300万円超で事業所得と認められる明らかな事実がある場合や収入金額が300万円以下で下記条件に該当する場合は、事業所得となります。

- 主たる収入に対する割合が10%以上で、営利性が認められる場合
（所得が例年赤字で、赤字解消のための取り組みを実施していない場合等には営利性が認められません）
- 事業所得と認められる明らかな事実がある場合。

なお、帳簿書類の提出は不要ですが、保存期間満了まではご自宅等で保管をお願いいたします。

帳簿（収入金額や必要経費を記載した法定帳簿）	…	7年
書類（請求書、納品書、領収書など）	…	5年

お問合せ：新温泉町役場 税務課（0796-82-3113）